

下妻市シティプロモーション推進業務仕様書

1 業務名

下妻市シティプロモーション推進業務

2 目的

下妻市では、地域の認知度向上と移住・定住の促進、地域ブランドの構築と地域住民の愛着醸成、地域活性化へ寄与することを目的として、地域の魅力を効果的に発信する広告・PR活動、地域ブランドの構築や地域資源の活用する効果的なシティプロモーション推進事業を行うものである。

3 履行期間

契約日から令和7年3月31日まで

4 納入場所

市指定場所

5 業務内容

受託者は、事業の目的を達成するため、企画提案した内容について担当課と協議し、その意向を反映した上で以下の業務を行うものとする。

(1) シティプロモーションの企画提案

本市の特性を生かした効果的なプロモーション活動及び実施手法について、次の項目のとおり提案すること。

- a 子育て世代を中心とする、移住・定住人口の増加を目標としたシティプロモーションの提案
- b 来訪者（観光客やインバウンドも含む）の増加を目標としたシティプロモーションの提案

(2) 戦略的広報活動に関するコンサルテーション

- a 本市が運用・活用する発信媒体を効果的かつ効率的に利用するための助言及び提案を行うこと
- b SNSや新たな広報手法等の活用に関する助言及び提案を行うこと

(3) 追加提案

上記以外に、本市のシティプロモーション事業において効果的なPR企画を提案上限額の範囲内で積極的に提案すること

6 成果品

- (1) シティプロモーション戦略プラン 一式
- (2) シティプロモーション実行プラン（実施結果を含む）一式

7 その他

- (1) 本業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- (2) 受注者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任を追うものとする。
- (3) 本業務の遂行に当たり個人情報を取り扱う場合には、十分留意すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じたときは、本市と協議すること。